

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年宮城県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は、設置する」を「又は設置する」に、「土木事務所の長」を「土木事務所長」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

五 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置する場合は、第九条の三第六項（第九条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告書（電柱類広告以外の広告物等にあつては、申請前三月以内に行つた点検（条例第十二条の三第一項の点検（以下「標準点検」という。）又は同条第二項本文の目視による点検（以下「目視点検」という。）をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）

イ 新たに許可を要することとなつた既設の広告物等

ロ 建築物等を利用する広告物等

第三条第三項中「土木事務所の長」を「土木事務所長」に改める。

第四条の二中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第五条第二項中「条例第十二条の三第一項の点検（以下「点検」という。）」を「点検」に改め、同項第二号中「第九条の三第七項に規定する書面」を「第九条の三第六項（第九条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告書」に改める。

第九条の二第三項第一号ハ中「技能検定」の下に「（三級の技能検定を除く。）」を加える。

第九条の三の見出し及び同条第一項中「点検」を「標準点検」に改め、同条第二項中「点検」を「標準点検」に改め、同項第二号中「発生」の下に「（条例第十二条の三第二項ただし書の規定により目視点検では十分でな

いと知事が認めたときに限る。」を加え、同条第三項中「点検を」を「標準点検を」に改め、同条第四項中「点検」を「標準点検」に改め、同項第六号イ中「鳥よけ」を「鳥除け」に改め、同条第五項を削り、同条第六項第三号を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 条例第十二条の三第三項の規定による標準点検の結果の提出は、安全点検報告書（様式第六号の二）により行うものとする。

第九条の三第七項を次のように改める。

7 前項の報告書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、標準点検に係る広告物等が、面積が一平方メートルを超える電柱類広告である場合にあつては第一号に掲げるもの、面積が一平方メートル以内の電柱類広告である場合にあつては第一号から第三号までに掲げるものの添付を省略することができる。

一 標準点検の実施者が条例第十二条の三第一項に規定する屋外広告士等であることを証する書面の写し

二 標準点検後の広告物等の全景及び第四項に規定する広告物等の箇所ごとの状況を撮影したカラー写真

三 標準点検の結果、公衆に対して危害を加えるおそれがある異常が認められた広告物等にあつては、当該異常のあつた箇所を修繕前及び修繕後を撮影したカラー写真

第九条の三第八項を削る。

第九条の三の次に次の一条を加える。

（目視点検）

第九条の四 目視点検は、広告物等の表示又は設置後三年以内ごとに一回行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、目視点検を行わなければならない。

一 暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象を原因とする広告物等による公衆に対する危害を加えるおそれの発生（前条第二項第二号に規定するときを除く。）

二 その他知事が必要と認める事由

3 前項の規定により目視点検を行つた場合における第一項の規定の適用については、同項中「広告物等の表示又は設置後」とあるのは、「次項の規定による直近の点検後」とする。

4 前条第四項、第六項及び第七項の規定は、目視点検について準用する。

第十一条の二中「当該地方合同庁舎」の下に「とする。以下同じ。」を加える。

第十三条第一項中「土木事務所の長」を「土木事務所長」に改める。

第十九条第七項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

5 屋外広告業者が条例第三十三条の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示でき、かつ、当該事項を記載した書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

第二十五条中「土木事務所の長」を「土木事務所長」に改める。

別表第二第二号中「第五条第三項の」を「条例第五条第三項の」に改める。

様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第 6 号の 2（第 9 条の 3 関係）

(第 1 面)
安全点検報告書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

報告者 住所 電話番号

氏名又は名称

屋外広告物の状況について、点検を実施したので、点検の結果を提出します。

表示又は設置場所	(地名地番) 宮城県				
	(住居表示) 宮城県				
現許可年月日	年 月 日	許可番号	指 令 第 号	現許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
点検報告事由	☐ 新規許可 ☐ 更新許可 ☐ 変更許可 ☐ 災害発生時 ☐ その他（ ）				
点検実施者	住所	資格の名称（※は電柱類広告の場合のみ選択可能）			
	電話番号	☐ 屋外広告士			
	氏名	☐ 職業訓練指導員免許所持者（広告美術科に係るもの）			
	資格番号（各資格に付された登録番号等）	☐ 一級又は二級広告美術仕上げ技能士			
	点検した広告物等の整理番号	☐ 職業訓練修了者（広告美術科に係るもの）			
	（ ）	☐ 一級建築士又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者			
		☐ 屋外広告物点検技能講習修了者			
		☐ 屋外広告物講習会修了者 ※			
		☐ 第一種又は第二種電気工事士 ※			
点検結果	別紙のとおり				

注意
1 報告者は広告物等の所有者又は占有者です（点検実施者ではありません。）。
2 本様式は一の申請につき 1 部作成してください。
3 点検実施者が上欄に掲げる資格を有することを証する書面の写しを添付してください（電柱類広告の点検の場合は不要です。）。

(第2面)

点検結果

整理番号		点検日	年 月 日	点検方法	☐ 目視 ☐ 目視・触診・打診・検査
広告物等の種類	☐ 屋上広告物 ☐ 壁面広告物（壁面看板・突出看板） ☐ 独立広告物（建柱看板・アーチ看板） ☐ 電柱類広告 ☐ その他（ ） （電気的設備の有無 ☐ 有 ☐ 無）				
表示・設置後の経過年数	☐ 表示・設置後経過年数_____年 / ☐ 表示・設置後経過年数不明				
点検箇所	点検項目	内部の点検	異常の有無	修繕の概要（異常有の場合）	
① 基礎部 上部構造部	1 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）	
	2 上部構造全体の傾斜，ぐらつき等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無		
	3 鉄骨のさび発生，塗装の老朽化等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無		
② 支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食，変形，隙間等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）	
	2 鉄骨接合部（ボルト，ナット，ビス）のゆるみ，欠落等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無		
③ 取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食，変形等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）	
	2 溶接部の劣化，コーキングの劣化等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無		
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無		
④ 広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食，破損，変形，ビスの欠落等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）	
	2 側板，表示面板押さえの腐食，破損，ねじれ，変形，欠損等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無		
	3 広告板底部の腐食，水抜き孔の詰まり等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無		
⑤ 照明装置	1 照明装置の不点灯，不発光等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）	
	2 照明装置の取付部の破損，変形，さび，漏水等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無		
	3 周辺機器の劣化，破損等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無		
⑥ 付属部材等	1 付属部材（装飾，振れ止め棒，鳥除けその他付属品）の腐食，破損等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）	
	2 避雷針の腐食，損傷等	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無		
⑦ その他	その他点検した事項等（ ）	☐ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要修繕) ☐ 無	修繕済・修繕予定（ 年 月）	

注意

- 1 点検した広告物等が複数ある場合、第2面から第5面は、一の広告物ごとに1部作成し、整理番号を記載してください（電柱類広告を除く）。
- 2 点検項目について異常の有無に✓印を入れ、有の場合は修繕の内容を記載してください。
- 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「異常の有無」の欄に斜線を引いてください。
- 4 表示・設置後の経過年数が10年以上（規則第3条第2項第5号ロの場合は、当該建築物等を設置した日からの経過年数）又は経過年数不明の広告物等は、内部の点検が必要です。

(第3面)

広告物等の現況写真等

整理番号		
項 目	写真	備考
点検時 ①基礎部及び 上部構造部		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況
点検時 ②支持部		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況
点検時 ③取付部		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況

注意

- 1 申請前3月以内に撮影したカラー写真を添付してください(電柱類広告を除く。)
- 2 整理番号は第2面と同じ番号を記載してください。
- 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。
- 4 写真枚数が多い場合は、「写真欄」に「別添」と記載し、別途任意の様式に添付してください。

(第4面)

広告物等の現況写真等

整理番号		
項 目	写真	備考
点検時 ④広告板		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況
点検時 ⑤照明装置		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況
点検時 ⑥付属部材等		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況

注意

- 1 申請前3月以内に撮影したカラー写真を添付してください(電柱類広告を除く。)
- 2 整理番号は第2面と同じ番号を記載してください。
- 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。
- 4 写真枚数が多い場合は、「写真欄」に「別添」と記載し、別途任意の様式に添付してください。

広告物等の現況写真等

整理番号		
項 目	写真	備考
点検後の全景		
(異常箇所ある場合) 修繕前		
(異常箇所ある場合) 修繕後		■修繕時期 年 月

注意

- 1 申請前3月以内に撮影したカラー写真を添付してください（電柱類広告を除く。）。
- 2 整理番号は第2面と同じ番号を記載してください。
- 3 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「写真」の欄に斜線を引いてください。
- 4 写真枚数が多い場合は、「写真欄」に「別添」と記載し、別途任意の様式に添付してください。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の屋外広告物条例施行規則第三条第二項第五号、第五条第二項の規定並びに第九条の三第六項及び第七項（これらの規定を同規則第九条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定は、令和七年二月一日以後に行う屋外広告物条例（昭和四十九年宮城県条例第百六十号）第四条、第五条第三項若しくは第五条の二による許可の申請又は同条例第八条第三項の規定による許可の更新の申請について適用し、同日前に行う許可の申請又は許可の更新の申請については、なお従前の例による。